

【特集】

古典・原典・史料の世界

王引之『經義述聞』〈春秋左傳〉抄譯（一）

岩本 憲司

舊來の中國古典解釋（注疏の學）に批判的新風を吹き込んだ清朝考證學、その代表作である王引之の『經義述聞』のうちの、春秋左傳に關わる部分を、現代日本語に翻譯した。

【始殺而嘗】

杜注曰 建西之月 陰氣始殺 嘉穀始熟 故薦嘗於宗廟 正義曰 賈服始殺唯據孟秋 不通建西之月 引之謹案 賈服二家之說是也 月令曰 仲秋之月 殺氣浸盛 此言其盛 非言其始也 月令又曰 孟秋之月 鷹乃祭鳥 用始行戮 是月也 命有司修法制 繕囹圄具桎梏 禁止姦愼罪邪 務搏執 戮有罪嚴斷刑 天地始肅 不可以羸 是陰氣始殺 在建申之月也 月令又曰 孟秋之月 農乃登穀 天子嘗新 先薦寢廟 鄭注曰 黍稷之屬 於是始孰 管子輕重己篇 以夏日至始 數四十六日 夏盡而秋始 而黍孰 天子祀於大祖 其盛以黍 黍者 穀之美者也 是

嘉穀始熟 嘗於宗廟 亦在建申之月 故春秋繁露曰 嘗者 以七月嘗黍稷也 何得以爲建西之月乎 且上文啓蟄而郊 杜以爲建寅之月 龍見而雩 爲建巳之月 下文閉蟄而烝 爲建亥之月 皆春夏與冬之孟月 則此當爲孟秋建申之月明甚 正義曰 以上下準之 始殺嘗祭 實起於建申之月 已得之矣 而又云建西者 言其下限 則曲徇杜氏之失也 正義又曰 釋例引詩蒹葭蒼白露爲霜 以證始殺百草 案白露爲霜 則九月霜降時矣 九月斗建戌 不建西 豈西月始殺之證乎 釋例之說殆不足據 當從古注以爲孟秋

（桓公五年の傳文「始殺而嘗」の）杜注に「建西之月 陰氣始殺 嘉穀始熟 故薦嘗於宗廟」の「始殺」は 建西の月（八月）である。（この月になると）陰氣が始めて殺し、嘉穀（黍稷の類）が始めてみのるから、宗廟に薦嘗する〔すすめる〕のであるとあり、

正義に「賈服始殺唯據孟秋 不通建酉之月」〃賈逵・服虔は、「始殺」を孟秋〔七月〕だけとし、建酉の月〔八月〕にまで延ばさないとある。私が考えまするに、賈・服の二家の説が正しい。(「禮記」の)月令に「仲秋之月 殺氣浸盛」とあるが、これは、その盛りを言っているのであつて、始まりを言っているわけではない。月令にはまた「孟秋之月 鷹乃祭鳥 用始行戮 是月也 命有司修法制 繕囹圄具桎梏 禁止姦愆罪邪 務搏執 戮有罪嚴斷刑 天地始肅 不可以羸」とある。つまり、陰氣が始めて殺すのは、建申の月〔七月〕でのことなのである。月令にはまた「孟秋之月 農乃登穀 天子嘗新 先薦寢廟」とあり、鄭注に「黍稷之屬 於是始孰」とあり、『管子』輕重己篇に「以夏日至始 數四十六日 夏盡而秋始 而黍孰 天子祀於大祖 其盛以黍 黍者 穀之美者也」とある。つまり、嘉穀が始めてみり、宗廟にすすめるのもまた、建申の月〔七月〕でのことなのである。だから、『春秋繁露』(四祭)に「嘗者 以七月嘗黍稷也」とある。(それなのに) どうして、建酉の月〔八月〕とすることが出来るのか。しかも、上文の「啓蟄而郊」を杜預は建寅の月〔一月〕とし、「龍見而雩」を建巳の月〔四月〕とし、下文の「閉蟄而烝」を建亥の月〔十月〕としており、いずれもみな、春・夏・冬の孟月である。だとすれば、ここを孟秋建申の月〔七月〕とすべきことは明白である。正

義には「以上下準之 始殺嘗祭 實起於建申之月」〃上下によって考えれば、始めて殺して嘗祭するのは、まちがいなく建申の月〔七月〕からである〃とあり、この點を一應は理解しているのだが、さらに「云建酉者 言其下限」〃「建酉」というのは、その下限を言っているのである〃とあつて、無理に杜氏のまちがいに従つてしまつてゐる。正義にはまた「釋例引詩兼葭蒼蒼 白露爲霜 以證始殺百草」〃〔釋例〕は『詩』の「兼葭蒼蒼 白露爲霜」〔秦風「兼葭」を引いて、始めて百草を殺すことの證としてゐる〕とある。案ずるに、白露が霜となるとすれば、それは九月の霜が降りる時節である。九月には、斗は戌を指し、酉を指さない。どうして、酉月に始めて殺すことの證とならうか。(釋例)の説は依據するに値しない。古注に従つて孟秋〔七月〕とすべきである。

〔天之不假易〕

十三年傳 見莫敖而告諸天之不假易也 杜注曰 言天不借貸慢易之人 家大人曰 假易猶寬縱也 天不假易 謂天道之不相寬縱也 僖三十三年傳曰 敵不可縱 史記春申君傳 敵不可假 秦策作敵不可易 是假易皆寬縱之意也 (賈子道術篇曰 包衆容易之謂裕 是易與寬容同義) 廣雅曰 假 馭也 馭與易古字通

（桓公）十三年の傳文に「見莫敖而告諸天之不假易也」とあり、杜注に「言天不借貸、慢易之人」天は、慢易している人間に力をかささない、という意味である。とある。家大人（王念孫）が言うことには、「假易」は、寬縱と同じである。「天不假易」とは、天道が寬縱しない（ゆるさない）ことをいう。僖公三十三年の傳文に「敵不可縱」とある。（また『史記』春申君傳に「敵不可假」とあるのを、《秦策》では、「敵不可易」に作っている。つまり、「假」と「易」とは、いずれもみな、寬縱（ゆるす）の意味なのである（『賈子』道術篇に「包衆容易之謂裕」とある。つまり、「易」は寬容と同義なのである）。『廣雅』に「假 馭也」とある。「馭」は「易」と古字では通用する。

【兩政】

十八年傳 竝后 匹嫡 兩政 耦國 亂之本也 杜注竝后曰 妾如后 注匹嫡曰 庶如嫡 注兩政曰 臣擅命 注耦國曰 都如國 引之謹案 杜釋兩政 與上下文異義 非也 政非政事之政 謂正卿也 爾雅曰 正 長也 正卿爲百官之長 故謂之正 襄二十五年傳 齊人賂晉六正 杜彼注曰 三軍之六卿 是也 閔二年傳 君與國政之所圖也 賈達注曰 國政 正卿也（見史記晉世家集解） 哀十五年傳 莊公害故政 欲盡去之 杜彼注曰

故政 輒之臣 史記衛世家作莊公欲盡誅大臣 周語 昔先大夫 荀伯自下軍之佐以政 趙宣子未有軍行而以政 韋注竝曰 升爲 正卿 是正與政通也 兩政者 寵臣之權與正卿相敵也 曰竝 曰匹 曰兩 曰耦 皆相敵之辭 閔二年傳曰 內寵竝后 卽此 所云竝后也 曰 嬖子配適 卽此所云匹嫡也 曰 大都耦國 卽此所云耦國也 曰 外寵二政 卽此所云兩政也 政 正卿也 外寵之竝於正卿 亦猶內寵之竝后 嬖子之配適 大都之耦國 故曰 竝后 匹嫡 兩政 耦國 亂之本也 韓子說疑篇曰 孽 有擬適之子 配有擬妻之妾 廷有擬相之臣 臣有擬主之寵 此 四者 國之所危也 故曰 內寵竝后 外寵貳政 枝子配適 大 臣擬主 亂之道也 故周記曰 無尊妾而卑妻 無嬖適子而尊小 枝 無尊嬖臣而匹上卿 無尊大臣以擬其主也 此尤其明證矣 （管子君臣篇 內有疑妻之妾 此宮亂也 庶有疑適之子 此家 亂也 朝有疑相之臣 此國亂也 義與韓子同） 杜於竝后匹嫡耦 國 皆依閔二年傳爲訓 而於兩政 獨曰臣擅命 則誤以政爲政 事故耳

（桓公）十八年の傳文に「竝后 匹嫡 兩政 耦國 亂之本也」とあり、杜預は、「竝后」に注して「妾如后」妾が后（きさき）のようである。と言ひ、「匹嫡」に注して「庶如嫡」庶子が嫡子

のようである」と言い、「兩政」に注して「臣擅命」^レ臣がほしいままに命令を出す」と言い、「耦國」に注して「都如國」^レ大邑が國都のようである」と言っている。私が考えますに、杜預の「兩政」の解釋は、上・下と意味が異なっており、まちがいである。「政」は、政事の政ではなく、正卿をいう。「爾雅」に「正 長也」とある。正卿は百官の長であるから、正というのである。襄公二十五年の傳文「齊人賂晉六正」の杜注に「三軍之六卿」とあるのが、これである。閔公二年の傳文「君與國政之所圖也」の賈逵注に「國政 正卿也」とある（『史記』晉世家の〈集解〉に見える）。哀公十五年の傳文「莊公害故政 欲盡去之」の杜注に「故政 輒之臣」とあり、『史記』衛世家では「莊公欲盡誅大臣」に作っている。〈周語〉「昔先大夫荀伯自下軍之佐以政」「趙宣子未有軍行而以政」の章注には、ならびに「升爲正卿」とある。つまり、「正」と「政」とは通ずるのである。「兩政」とは、寵臣の権力が正卿に匹敵するという意味である。「竝」といい、「匹」といい、「兩」といい、「耦」というのは、いずれもみな、匹敵するという意味の言葉である。閔公二年の傳文に「内寵竝后」とあるのが、ここである。「竝后」に他ならず、「嬖子配適」とあるのが、ここである。「匹嫡」に他ならず、「大都耦國」とあるのが、ここである。「兩政」に他ならず、「外寵二政」とあるのが、ここである。「兩政」

に他ならない。「政」は、正卿である。外寵が正卿に竝ぶのは、内寵が后に竝び、嬖子が適に配し、大都が國に耦するのと同じである。だから、「竝后 匹嫡 兩政 耦國 亂之本也」というのである。『韓子』說疑篇に「譬有擬適之子 配有擬妻之妾 廷有擬相之臣 臣有擬主之寵 此四者 國之所危也 故曰 内寵竝后 外寵貳政 枝子配適 大臣擬主 亂之道也 故周記曰 無尊妾而卑妻 無譬適子而尊小枝 無尊嬖臣而匹上卿 無尊大臣以擬其主也」とある。これが、とりわけ、その明證である（『管子』君臣篇に「内有疑妻之妾 此宮亂也 庶有疑適之子 此家亂也 朝有疑相之臣 此國亂也」とある。意味は『韓子』と同じである）。杜預は、「竝后」・「匹嫡」・「耦國」については、いずれもみな、閔公二年の傳文によって訓んでいるのに、「兩政」についてだけは、（これによらず）「臣擅命」と言っている。まちがって、「政」を政事としたからである。

【徒人費】

莊八年傳 誅屢於徒人費 引之謹案 徒當爲侍字之誤也 侍人即寺人（秦風車鄰篇寺人之令 釋文 寺本或作侍 僖二十四年左傳寺人披 釋文 寺本又作侍 昭十年傳寺人柳 釋文 寺又作侍 二十五年傳侍人僚祖 釋文 侍本亦作寺 襄二十九年穀

梁傳寺人也 釋文 寺人本又作侍人 又襄二十五年左傳侍人賈舉 昭二十一年傳公使侍人召司馬之侍人宜僚 哀二十五年傳公使侍人納公文懿子之車于池 孟子萬章篇侍人瘠環 竝與寺人同 顏師古匡謬正俗強爲分別 非也）下文鞭之見血 與齊莊公鞭侍人賈舉相類 又曰 費請先入 伏公而出鬪 明是侍人給事宮中者 漢書古今人表作寺人費 是其明證也 下文石之紛如孟陽皆侍人也 不言侍人者 蒙侍人費之文而省也 若作徒人 則文字相承之理不見 且備考書傳 豈有徒人之官乎 杜於石之紛如孟陽 竝注曰小臣 而徒人費無注 且僖二年齊寺人貂 注曰寺人 內奄官 成十七年寺人孟張 注曰 寺人 奄士 而此獨無注 蓋所見本已誤爲徒人 故疑而闕之也 釋文出徒人費三字 顏師古注漢書寺人費曰 卽徒人費也 廣韻人字注曰 亦複姓 齊有徒人費 元和姓纂同 皆據誤本左傳也 管子大匡篇作徒人費 亦後人據左傳改之

莊公八年傳文に「誅屢於徒人費」とある。私が考えまするに、「徒」は、「侍」の字の誤りとすべきである。「侍人」は「寺人」に他ならない（秦風《車鄰》篇「寺人之令」の『釋文』に「寺本或作侍」とあり、僖公二十四年の左氏傳文「寺人披」の『釋文』に「寺本又作侍」とあり、昭公十年の傳文「寺人柳」の『釋文』

に「寺又作侍」とあり、二十五年の傳文「侍人僚祖」の『釋文』に「侍本亦作寺」とあり、襄公二十九年の穀梁傳文「寺人也」の『釋文』に「寺人本又作侍人」とある。また、襄公二十五年の左氏傳文「侍人賈舉」と、昭公二十一年の傳文「公使侍人召司馬之侍人宜僚」と、哀公二十五年の傳文「公使侍人納公文懿子之車于池」と、『孟子』萬章篇「侍人瘠環」と（の「侍人」は、ならびに、「寺人」と同じである。顏師古『匡謬正俗』が「侍」と「寺」とを）無理に分けているのは、まちがいである）。下文の「鞭之見血」は、（襄公二十五年の）齊の莊公が侍人の賈舉を鞭打つたことに似ており、また、「費請先入 伏公而出鬪」とあつて、（費は）明らかに、おそばにつかえる侍人である。『漢書』古今人表が「寺人費」に作っているのが、その明證である。下文の「石之紛如」と「孟陽」とは、いずれもみな、侍人である。「侍人」と言っていないのは、「侍人費」の文をうけて省略したのである。もし「徒人」に作ると、文字が相承けるという理が見えなくなつてしまふ。それに、あまねく書傳を調べてみても、「徒人」という官はどこにもない。杜預は、「石之紛如」と「孟陽」とについては、ならびに、「小臣」と注しているが、「徒人費」については、注がない。しかも、僖公二年の「齊寺人貂」には「寺人 內奄官」と注し、成公十七年の「寺人孟張」には「寺人 奄士」と注してい

るが、ここだけは注がない。おそらく、見た本が既にまちがえて「徒人」となっていたから、疑って、そのままにしておいたのであろう。『釋文』は「徒人費」の三字を掲出し、顔師古は『漢書』の「寺人費」に注して「即徒人費也」といい、『廣韻』の「人」の字の注に「亦複姓 齊有徒人費」とあり、『元和姓纂』も同じである。いずれもみな、誤本の『左傳』に據ったものである。『管子』大匡篇が「徒人費」に作っているのも、後人が『左傳』によって改めたのである。

【伯父無裏言】

十四年傳 鄭厲公使謂原繁曰 寡人出 伯父無裏言 入又不念寡人 寡人憾焉 杜解無裏言曰 無納我之言 家大人曰 無裏言 謂不通内言於外 非謂無納我之言也 襄二十六年傳 衛獻公使讓大叔文子曰 寡人淹恤在外 二三子皆使寡人朝夕聞衛國之言 吾子獨不在寡人 寡人怨矣 對曰 臣不能貳通外内之言 以事君 臣之罪也 不通外内之言 即所謂無裏言

（莊公）十四年の傳文に「鄭厲公使謂原繁曰 寡人出 伯父無裏言、入又不念寡人 寡人憾焉」とあり、杜預は「無裏言」を解釋して、「無納我之言」私を迎え入れるという言葉がなかった」と

いつている。家大人（王念孫）が言うことには、「無裏言」とは、内の様子を外に知らせないという意味であって、私を迎え入れるという言葉がなかったという意味ではない。襄公二十六年の傳文に「衛獻公使讓大叔文子曰 寡人淹恤在外 二三子皆使寡人朝夕聞衛國之言 吾子獨不在寡人 寡人怨矣 對曰 臣不能貳通外内之言、以事君 臣之罪也」とあって、（この）「不通外内之言」が、所謂「無裏言」に他ならない。

【命之宥 命晉侯宥】

莊十八年傳 虢公晉侯朝王 王饗醴 命之宥 杜注曰 飲宴則命以幣物 宥 助也 所以助歡敬之意 正義曰 命之宥者 命之以幣物 所以助歡也 禮主人酌酒於賓曰獻 賓荅主人曰酢 主人又酌以酬賓曰酬 謂之酬幣 蓋於酬酒之時賜之幣也 引之謹案 杜謂以幣物助歡者 蓋據公食大夫禮 公受宰夫束帛以侑也（侑與宥通）然聘禮曰 若不親食 使大夫各以其爵朝服 致之以侑幣 致饗以酬幣 是侑幣用於食禮 非饗禮所用也 且如杜說 命以幣物以助歡 則傳當云命宥之 不當云命之宥也 尋文究理 殆有未安 今案爾雅曰 酬酢侑 報也 則侑與酬酢同義 命之侑者 其命虢公晉侯與王相酬酢與 或獻或酢 有施報之義 故謂之侑 命之侑者 所以親之也 僖二十八年傳 晉侯

朝王 王享禮 命晉侯有 其爲命晉侯與王相酬酢 較然甚明
 若謂助以幣帛 則傳但云王享禮有之 可矣 何須云命晉侯有乎
 （杜注曰 既饗 又命晉侯助以束帛 以將厚意 失之）又僖
 二十五年傳 晉侯朝王 王享禮 命之宥 晉語作王饗禮 命公
 胙侑 胙即酢之借字 蓋如賓酢主人之禮 以勸侑於王 故謂之
 酢侑與 而韋注乃以胙爲賜祭肉 時當饗禮 安得有祭肉之賜乎
 （韋又云 命 加命服也 侑 侑幣 皆失之）傳所言者 饗禮
 也 而解者乃當以食禮之侑幣 雜以吉禮之賜胙 失傳意矣

莊公十八年の傳文に「號公晉侯朝王 王饗禮 命之宥」とあり、
 杜注に「飲宴則命以幣物 宥 助也 所以助歡敬之意」酒宴に
 入ると、（諸侯に）おくりものをする。「宥」は、助である。歡迎
 の氣持を補助するため（の手立て）である。とあり、正義に「命
 之宥者 命之以幣物 所以助歡也 禮主人酌酒於賓曰獻 賓答主
 人曰酢 主人又酌以酬賓曰酬 謂之酬幣 蓋於酬酒之時賜之幣
 也」命之宥」とは、おくりものをあたえるということであり、
 歡（迎の氣持ち）を補助するため（の手立て）である。禮では、
 主人が賓に酒をくむのを「獻」といい、賓が主人に答えるのを「酢」
 といい、主人が再び賓に酒をくむのを「酬」という。（聘禮）で
 「酬幣」というのは、おそらく、再び酒をくむ時に幣（おくりもの）

をあたえるからである。とある。私が考えまするに、杜預がお
 くりものによって歡を助けるというのは、おそらく、（公食大夫
 禮）の「公受宰夫束帛以侑」に據つたのである。「侑」は「宥」
 と通じる。しかしながら、（聘禮）に「若不親食 使大夫各以其
 爵朝服 致之以侑幣 致饗以酬幣」とある。つまり、侑幣は食禮
 に用いるのであつて、饗禮に用いるものではないのである。それ
 に、杜預の説のように、おくりものをあたえて歡を助けるとい
 う意味なら、傳は「命有之」というはずであつて、「命之宥」とい
 うはずはない。文の上でも、理の上でも、穩當とは言えない。い
 ま案ずるに、『爾雅』に「酬酢侑 報也」とある。だとすれば、
 侑は、酬・酢と同じ意味であり、「命之侑」とは、號公・晉侯に
 王と酬酢し合うよう命じた、ということであろう。「或獻或酢」
 （大雅行葦）のように、（一方が）あたえ（もう一方が）お返しを
 する、という義があるから、「侑」というのである。侑を命ずる
 のは、親しむため（の手立て）である。僖公二十八年の傳文に「晉
 侯朝王 王享禮 命晉侯有」とあり、これが、晉侯に王と酬酢し
 合うよう命じたという意味であることは、明白である。もし、
 おくりもので補助したという意味なら、傳はただ「王享禮有之」
 と言えはよいはずである。どうして、「命晉侯有」と言う必要が
 あるのか（杜注に「既饗 又命晉侯助以束帛 以將厚意」饗禮

を行なったうえに、さらに、その補助として、晉侯に束帛をおくって、ねんごろな気持ちであらわしたのである。とあるのは、まちがいである。また、僖公二十五年の傳文に「晉侯朝王 王享醴 命之宥」とあるのを、《晉語》では、「王饗醴 命公胙侑」に作っている。「胙」は、酢の借字に他ならない。おそらく、賓が主人に酢する〔答える〕禮にしたがって、王に侑〔返禮〕を行なったから、「酢侑」と言っているのである。ところが、韋注は、「胙」を「賜祭肉」としている。この時は饗醴に當たっているのに、どうして、祭肉の下賜があり得ようか（韋昭はまた「命 加命服也 侑 侑幣」と言っている。いずれもみな、まちがいである）。傳が言っているのは、（あくまで）饗禮である。それなのに、解釋する者は、食禮の侑幣をあてたり、吉禮の賜胙をまじえたりして、傳意をつかみそこねているのである。

【東關嬖五】

二十八年傳 驪姬嬖 欲立其子 賂外嬖梁五與東關嬖五 杜注曰 姓梁名五 在閭闔之外者 東關嬖五 別在關塞者 亦名五 皆大夫 爲獻公所嬖倖 視聽外事 引之謹案 外嬖 對內嬖而言（僖十七年傳 內嬖如夫人者六人）驪姬 內嬖也 二五 外嬖也 外嬖二字 統二五言之 東關下不當復有嬖字 梁五既稱

其姓曰梁 東關五不應獨略其姓 廣韻東字注曰 漢複姓 左傳晉有東關嬖五 則東關爲姓矣 既以東關爲姓 則東關下愈不當有嬖字 如梁五以梁爲姓 而謂之梁嬖五可乎 漢書古今人表 正作東關五 韋昭注晉語亦曰 二五 獻公嬖大夫梁五與東關五也 是古文無嬖字之明證 杜注皆失之

（莊公）二十八年の傳文に「驪姬嬖 欲立其子 賂外嬖梁五與東關嬖五」とあり、杜注に「姓梁名五 在閭闔之外者 東關嬖五 別在關塞者 亦名五 皆大夫 爲獻公所嬖倖 視聽外事」の「外嬖、梁五」は、姓が梁、名が五で、閭闔（門戸）の外にいた者であり、「東關、嬖五」は、別に關塞（國境の關所）にいた者で、名が同じく五である。いずれもみな、（卿ではなく）大夫であったが、獻公に嬖倖（寵愛）され、國事に參與していたのである。とある。私が考えますに、「外嬖」は、内嬖に對して言っているのである（僖公十七年の傳文に「内嬖如夫人者六人」とある）、驪姬が内嬖、二人の五が外嬖である。（つまり）「外嬖」の二字は、二人の五をまとめて言っているのであり、（したがって）「東關」の下にもう一度「嬖」の字があるはずはない。（また）「梁五」について、その姓を稱して「梁」といっている以上、「東關五」についてだけその姓を省略するはずはない。「廣韻」の「東」の字の注

に「漢複姓、左傳晉有東關嬖五」とあるから、「東關」は姓である。「東關」が姓だとすれば、「東關」の下には、ますます「嬖」の字はあり得ない。「梁五」の場合、梁が姓でありながら、これを「梁嬖五」と言えるだろうか。『漢書』古今人表は、正しく「東關五」に作っている。韋昭も、《晉語》に注して「二五 獻公嬖大夫梁五與東關五也」「二五」とは、獻公のお氣に入りの大夫の梁五と東關五である、と言っている。これが、古文では「嬖」の字が無かった明證である。杜注は全くまちがっている。

〔五侯九伯〕

引之謹案 僖四年傳 五侯九伯 其說有三 史記漢興以來諸侯年表曰 周封伯禽康叔於魯衛 地各四百里 大公於齊 兼五侯地 漢書諸侯王表 作大公於齊 亦五侯九伯之地 蓋謂齊國兼有五侯九伯之地 此一說也 正義曰 鄭元以爲周之制 每州以一侯爲牧 二伯佐之 九州有九侯十八伯 大公爲東西大伯 中分天下者 當各統四侯半 一侯不可分 故言五侯 其伯則各有九耳 此一說也 邾風旄邱正義引服虔注曰 五侯 公侯伯子男 九伯 九州之長 杜預與服同 此又一說也 案下文女實征之 非謂滅其國而有之也 馬班之說 殊非傳意 鄭君之說 則正義以爲校數煩碎 非復人情 服杜以五侯爲公侯伯子男 九伯爲九

州之長 案王制曰 八州八伯 鄭志張逸問曰 九州而八伯者何 荅曰 畿內之州不置伯（見王制正義）然則方伯唯八州有之 不得言九伯也 今案 侯伯謂諸侯之七命者 五等之爵 公侯伯子男 曰侯伯者 舉中而言 天下之侯不止於五 伯亦不止於九 而曰五侯九伯者 謂分居五服之侯 散列於九州之伯 若堯典五刑有服 謂之五服 五流有宅 謂之五宅 禹貢九州之山川 謂之九山九川也 侯言五 伯言九 互文耳 五服卽九州也 又案 子長孟堅言齊有五侯九伯之地者 謂侯爵之國五 伯爵之國九 而齊兼有其地也 其說五九則非 其說侯伯則是 蓋當時說左傳者 皆不以侯爲諸侯伯爲方伯也

私が考えまするに、僖公四年の傳文「五侯九伯」については、三つの説がある。『史記』漢興以來諸侯年表に「周封伯禽康叔於魯衛 地各四百里 大公於齊 兼五侯地」とあり、『漢書』諸侯王表は「大公於齊 亦五侯九伯之地」に作っている。おそらく、齊の國は五侯九伯の地を兼有した、という意味であろう。これが一説である。（左傳の）正義には「鄭元以爲周之制 每州以一侯爲牧 二伯佐之 九州有九侯十八伯 大公爲東西大伯 中分天下者 當各統四侯半 一侯不可分 故言五侯 其伯則各有九耳」とある。これが一説である。邾風《旄邱》の正義に引く服虔注に「五侯

公侯伯子男 九伯 九州之長」とあり、杜預は服虔と同じである。これがもう一説である。案ずるに、下文の「女實征之」は、その國を滅して所有するという意味ではないから、司馬遷・班固の説は傳意とかけ離れている。鄭君の説は、正義が「校數煩碎 非復人情」を計算が煩瑣で、不自然である」と批判している。服虔・杜預は、「五侯」を公侯伯子男とし、「九伯」を九州の長としている。案ずるに、〈王制〉に「八州八伯」とあるのについて、『鄭志』に「張逸問曰 九州而八伯者何 荅曰 畿内之州不置伯」とある（〈王制〉の正義にみえる）。だとすれば、方伯は八州にだけあり、「九伯」と言うことは出来ない。いま案ずるに、「侯・伯」とは、七命である諸侯をいう。五等の爵には、公・侯・伯・子・男があるのに、「侯・伯」というのは、中を擧げて言ったのである。天下の侯は五に止まらず、伯もまた九に止まらないのに、「五侯九伯」というのは、五服に分居する侯・九州に散列する伯の意味である。〈堯典〉で、「五刑有服」を「五服」といい、「五流有宅」を「五宅」といい、〈禹貢〉で、九州の山川を「九山」「九川」というようなものである。「侯」に「五」といい、「伯」に「九」というのは、互文であり、五服は九州に他ならない。また案ずるに、子長〔司馬遷〕・孟堅〔班固〕が「齊有五侯九伯之地」と言っているのは、侯爵の國が五つ、伯爵の國が九つ、齊はその土地を兼

有した、という意味であり、「五・九」の説明はまちがっているが、「侯・伯」の説明は正しい。おそらく、當時、左傳を説く者は、いずれもみな、「侯」を諸侯とし、「伯」を方伯とする、ことはしなかつたのであろう。

【輔車相依】

五年傳 諺所謂輔車相依 唇亡齒寒者 其虞虢之謂也 服注曰 輔 上領車也 與牙相依（見衛風碩人篇正義） 杜注曰 輔 頰 輔 車 牙車 家大人曰 釋名曰 輔車 其骨強 所以輔持口也 或曰牙車 牙所載也 或曰領車 頰 含也 口含物之車也 或曰頰車 亦所以載物也 或曰颺車 颺鼠之食積於頰 人食似之 故取名也 凡繫於車 皆取在下載上物也 然則牙車或謂之領車 或謂之輔車 輔車是一物 不得分以爲二也 杜以輔爲頰車爲牙車 殆不可通 服謂領車與牙相依 亦與傳不合 傳云輔車相依 不云輔車與牙相依也 此皆因下句言唇齒 遂致以輔車爲領車耳 余謂唇亡齒寒 取諸身以爲喻也 輔車相依 則取諸車以爲喻也 小雅正月篇 其車既載 乃棄爾輔 正義曰 爲車不言作輔 此云乃棄爾輔 則輔是可解脫之物 蓋如今人縛杖於輻以防輔車也 則車之有輔甚明 呂氏春秋權勳篇 宮之竒諫虞公曰 虞之與虢也 若車之有輔也 車依輔 輔亦依車 虞虢之

勢是也 云若車之有輔 則爲載物之車而非牙車矣 說文車部
輔字列於轅輅二字之間云 春秋傳曰 輔車相依（繫傳如是 大
徐本刪春秋傳曰輔車相依八字 而移人頰車也四字於前以代之
又退輔字於部末轟字上）從車甫聲 又列一說云 人頰車也（人
上脫一曰二字）許引春秋傳輔車相依 以爲從車之正義 而人頰
車也下 則不引春秋傳 則春秋傳之取喻於車 不取喻於頰車
較然無疑 服杜二家何不考於小雅呂覽之文而輒以爲牙車乎（虞
翻注良六五 亦誤以頰車爲輔車相依之車 見集解）又案 高誘
注呂覽云 車 牙車也（各本脫下車字）輔 頰也 全與杜氏注
同 蓋後人以杜注改之也 彼文既言若車之有輔云云 下乃云
先人有言曰 脣竭而齒寒 則取喻之不同類可知 高氏不應不察
而以車之有輔爲齒頰之屬也

（僂公）五年の傳文に「諺所謂輔車相依 脣亡齒寒者 其虞虢之
謂也」とあり、服注に「輔 上頰車也 與牙相依」とあり（衛風
〈碩人〉篇の正義にみえる）、杜注に「輔 頰輔 車 牙車」とあ
る。家大人（王念孫）が言うことには、『釋名』に「輔車 其骨
強 所以輔持口也 或曰牙車 牙所載也 或曰頰車 頰 含也
口含物之車也 或曰頰車 亦所以載物也 或曰鼪車 鼪鼠之食積
於頰 人食似之 故取名也 凡繫於車 皆取在下载上物也」とあ

る。だとすれば、牙車は、頰車ともいい、輔車ともいう。（つまり）
「輔車」は、一つの物であって、二つに分けることは出来ないの
である。（したがって）杜預が「輔」を頰（ほお）とし、「車」を
牙車（はぐき）としているのは、通用し難い。服虔が「頰車（あ
ご）」と牙とが相依る」と解しているのもまた、傳と合致しない。
傳は「輔車相依」と言っているのであって、「輔車與牙相依」と
は言っていないのである。これらは、いずれもみな、下の句に「脣
齒」といつていることから、そのまま「輔車」を頰車（あご）と
してしまつたのである。私が思うに、「脣亡齒寒」は、喩えを身
に取つたものであり、「輔車相依」は、喩えを車に取つたもので
ある。小雅〈正月〉篇に「其車既載 乃棄爾輔」とあり、正義に
「爲車不言作輔 此云乃棄爾輔 則輔是可解脫之物 蓋如今人縛
杖於輻以防輔車也」車をつくるには、「作輔」と言わないのに、
ここでは「乃棄爾輔」と言っている。とすれば、「輔」は、取り
外しのきく物である。おそらく、今の人が杖を輻に縛りつけて車
を補強するようなものであろうとあるから、車に輔があること
は明白である。『呂氏春秋』權勳篇に「宮之奇諫虞公曰 虞之與
虢也 若車之有輔也 車依輔 輔亦依車 虞虢之勢是也」とある。
「若車之有輔」と言っているから、物を載せる車であって、牙車
ではない。『說文』の車部では、「輔」の字を「轅」「輅」の二字

の間に置き、「春秋傳曰 輔車相依（繫傳）」はこのようである。

大徐本は「春秋傳曰輔車相依」の八字を刪り、「人頰車也」の四字を前に移して、これに代えている。また、「輔」の字を部の末の「轟」の字の上に退げている。從車甫聲」と言っている。また、一説をならべ、「人頰車也」と言っている（「人」の上に「一曰」の二字が脱落している）。許慎は、春秋傳の「輔車相依」を引いて「從車」の正式な意味とし、「人頰車也」の下では、春秋傳を引いていない。とすれば、春秋傳が、喩えを車に取り、喩えを頰車に取っていないことは、はっきりしていて、疑いが無い。服虔・杜預の二家は、どうして、〈小雅〉や『呂覽』の文をよく考えずに、安易に牙車としてしまったのだろうか（虞翻も、〈艮〉の六五の注で、まちがって、頰車を「輔車相依」の車としている。〈集解〉「李鼎祚」にみえる）。また、案ずるに、高誘は、『呂覽』に注して、「車 牙車也（各本ともに、下の「車」の字が脱落している）輔 頰也」と言っていて、杜氏の注と全く同じである。おそらく、後人が杜注によって改めたのであろう。かの文は、（上で）「若車之有輔云云」と言っておいて、下であらためて「先人有言曰 脣竭而齒寒」と言っているのだから、喩えの取り方が同類でないことがわかる。高氏が、このことを察せず、「車之有輔」を齒頰のたぐいとする、はずはない。

【神必據我】

吾享祀豐絜 神必據我 杜注曰 據猶安也 引之謹案 據 依也 邶風柏舟篇 亦有兄弟 不可以據 毛傳曰 據 依也 周語曰 民無據依 晉語曰 民各有心 無所據依 皆其證也 虞公謂神必依我 故宮之奇對曰 鬼神非人實親 惟德是依 又曰 神所憑依 將在德矣

（僖公五年の傳文に）「吾享祀豐絜 神必據我」とあり、杜注に「據猶安也」とある。私が考えまするに、「據」は、依である。邶風（柏舟）篇「亦有兄弟 不可以據」の毛傳に「據 依也」とあり、（周語）に「民無據依」とあり、（晉語）に「民各有心 無所據依」とあるのが、いずれもみな、その證である。虞公が「神必依我」と言ったから、宮之奇が答えて、「鬼神非人實親 惟德是依」と言い、また、「神所憑依 將在德矣」と言っているのである。

【藐諸孤】

九年傳 以是藐諸孤 杜注曰 言其幼稚（今本作幼稚 乃後人所改 時奚齊已立爲天子 不得言賤 正義曰 言年既幼稚 縣藐於諸子之孤 則注本作幼稚明矣 文選寡婦賦注引注亦作幼稚 今改正）與諸子縣藐 顧氏甯人杜解補正曰 藐 小也 惠氏定

字補注曰 案呂忱字林曰 藐 小兒笑也（文選注）顧君訓藐爲小 亦未當 引之謹案 杜以藐爲縣貌 諸爲諸子 以是縣貌諸子孤 斯爲不詞矣 文選寡婦賦 孤女貌焉始孩 李善注 廣雅曰 藐 小也 字林曰 孩 小兒笑也 是小兒笑乃釋孩字（出說文）非釋貌字 俗本文選注脫孩字 而惠遂以藐爲小兒笑 其失甚矣 顧訓藐爲小 是也（藐之言 抄也 眇也 方言 抄眇小也 廣雅 抄眇藐 小也）但未解諸字 今案 諸卽者字也者與諸古字通 郊特牲曰 不知神之所在 於彼乎 於此乎 或諸遠人乎 或諸卽或物（士虞禮注作或者遠人乎）大戴禮衛將軍文字篇 夫子之施教也 先以詩 世道者孝悌 說之以義而觀諸體 者亦諸也 爾雅釋魚 龜 俯者靈 仰者謝 前弇諸（句）果 後弇諸（句）獵 諸亦者也 藐者孤 猶言羸者陽耳（周語此羸者陽也 韋注 羸 弱也）又詩言 彼茁者葭 彼姝者子 彼蒼者天 有頍者弁 有苑者柳 有芄者狐 有卷者阿 文義並與此相似

（僖公）九年の傳文に「以是藐諸孤」とあり、杜注に「言其幼稚、（今本が「幼賤」に作っているのは、後人が改めたものである。この時、奚齊は既に天子として立っており、「賤」とは言えない。正義に「言年既幼稚、縣貌於諸子之孤」とあるから、注のテキスト

が「幼稚」に作っていたことは、明らかである。『文選』寡婦賦の注もまた、この注を引いて「幼稚」に作っている。今ここで改正する）與諸子縣貌」その幼さが諸子と縣貌している（かけはなれている）、ということである」とある。顧氏甯人（顧炎武）の「杜解補正」には「藐 小也」とあり、惠氏定宇（惠棟）の「補注」には「案呂忱字林曰 藐 小兒笑也（文選注）顧君訓藐爲小亦未當」とある。私が考えまするに、杜預は、「藐」を縣貌とし、「諸」を諸子としているが、「以是縣貌諸子孤」では、意味のある文にならない。『文選』寡婦賦「孤女貌焉始孩」の李善注に「廣雅曰 藐 小也 字林曰 孩 小兒笑也」とある。つまり、「小兒笑」は、「孩」の字を釋しているのであって、『說文』から來ている）、「藐」の字を釋しているわけではないのである。俗本の『文選』注が「孩」の字を脫落させているのを、そのままに、惠氏は「藐」を「小兒笑」としているものであり、ひどいまちがいである。顧氏が「藐」を「小」と訓じているのが正しい（「藐」は、抄であり、眇である。『方言』に「抄眇 小也」とあり、『廣雅』に「抄眇藐 小也」とある）。ただ、「諸」の字を解釋していない。いま案ずるに、「諸」は「者」の字に他ならない。「者」と「諸」とは、古字では通用する。（郊特牲）に「不知神之所在 於彼乎 於此乎 或諸遠人乎」とあるが、「或諸」は「或者」に他ならない（士

虞禮」の注では「或者、遠人乎」に作っている。『大戴禮』衛將軍
文子篇に「夫子之施教也 先以詩 世道者、孝悌 說之以義而觀諸
體」とあるが、「者」もまた「諸」である。『爾雅』釋魚に「龜
俯者、靈 仰者、謝 前弁諸果 後弁諸獵」とあるが、「諸」もまた
「者」である。「貌者、孤」は、「羸者、陽」というのと同じである（周
語）に「此羸者、陽也」とあり、韋注に「羸 弱也」とある。『詩』
に「彼茁者、葭」と言い、「彼姝者、子」と言い、「彼蒼者、天」と言い、
「有頰者、弁」と言い、「有苑者、柳」と言い、「有芄者、狐」と言い、「有
卷者、阿」と言うのも、文義がならびにこれと似ている。

（本稿は、平成二十八年跡見学園特別研究助成費による研究成果の一
部である。）